

幼保連携型 認定こども園 Little Village 世良田の杜

重要事項説明書

教育・保育給付認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 施設運営主体

この「重要事項説明書」は、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第32号）」に定める第2章「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意くださいを説明するものです。

名 称	社会福祉法人長楽福祉会
所 在 地	群馬県太田市世良田町 3119-7
電 話 番 号	0276-52-1035
代表者氏名	理事長 池田 祥子

(1) 施設の目的・運営方針

●目的

本園は教育基本法第6条の「学校」に位置し、生後8週から満3歳未満児の「保育」と小学校就学の始期に達するまでの児の「教育」を行うために設置されています。設置の目的は、児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことです。

●運営の方針

施設運営においては認定こども園法の理念に基づき児童福祉と学校教育を提供する両方の性格を併せもち、それを一体的に提供しその他の関係法令を遵守して運営します。

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	幼保連携型認定こども園 Little Village 世良田の杜
施設の所在地	太田市世良田町 3119-7
連 絡 先	電話番号 0276-52-1035 ファクス 0276-52-2843 E-mail info@seradanomori.ed.jp
管理者	園長 池田 祥子

2. 提供する教育【教育・保育】の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

後掲 4.教育【教育・保育】を行う日および時間帯を参照してください。

(2) 教育・保育の特色

① 保育にあたり子どもの人材や主体性を尊重します

- ・ 園は保護者や地域社会と力を合わせ、児童福祉を増進する。併せて家庭支援も行う
- ・ 職員は児に愛情をもって接し、児童処遇向上の為知識と保育技術の向上に努める。また、常に社会性と良識を高めることに研鑽を重ね職員相互において努力する

② お話を通して喜びや悲しみを体験し、鋭い感受性や共感を身につけられるようにします

- ・ 児が豊かな体験を通し、自分なりに、物を見て感じたことを表現する力、感性、想像力を身につけられるようにする
- ・ 児が音楽を楽しみ、また美しさを感じる事が出来るようにする
- ・ 児がいろいろな楽器を演奏することにより感性を高められるようにする

③ くつろいだ雰囲気の中、安定した情緒で意欲的に遊べるようにします

- ・ 児は薄着を習慣とし、健康に過ごせるようにする
- ・ 児は運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活を送れるようにする。また、自ら安全を守り、危険を予測する能力を身につけられるようにする
- ・ 児は全身を使った運動をして平衡感覚を獲得し、体力と運動機能の向上も目指す
- ・ 児は困難に立ち向かう心や、我慢できる心を身につける

④ 言葉への興味をもち、豊かな情操、思考力、表現力を身につけられるようにします

- ・ 児が言葉の具体的な意味を知り、正しく言葉を理解し、語らいを豊富にし、豊かな思考力を育てられるようにする
- ・ 児が自然に対し知識興味・関心をもち、思考力、認識力を高め、科学的に観察する力を身につけられるようにする
- ・ 園えでは漢字での保育・教育を取り入れる。児が言葉への興味関心をもち、認識力、思考力を高められるようにする

⑤ 食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの正しい習慣を身につけられるようにします

- ・ 児は身の回りのことは、自分で処理できるようにする
- ・ 児は靴を揃えて靴箱にきちんとしまうこと、椅子を机の中に戻すことなどを身につける

⑥ 積極的に遊び、生活し、自主強調といった社会生活の基礎となるような態度を身につけられるようにします

- ・ 児が相手を尊重し、思いやりや敬仏の念をもち、慈しみの心をもてるようにする
- ・ 児が友だちと関わるなかで善意の判断と勇気をもって話し、行動に移せるようにする
- ・ いろいろな人たちと関わるなかで、一隅を照らすことの出来る人になれるようにする

⑦ 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事を行います。登園独自の献立で給食を提供します。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		離乳食・授乳		個別対応
1歳児	9時50分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時50分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	
延長保育時間				適宜

⑧ アレルギー対応

入所前にお子様のかかりつけ医からいただいた指示書をもとに面談を行い、保育教諭・栄養士・保護者共通の認識をもって食事を提供いたします。

- ・ お預かりした医師からの診断書・指示書は栄養士と当園とで保管いたします。
- ・ 1年に1回はアレルギー検査を受けていただきます。検査後には必ず指示書をもとにした面談（保育教諭・栄養士・保護者）を行います。園は、その情報を職員間で共有し、共通認識をもてるよう常に掲示します。
- ・ アレルギーの解除申請が出された場合は普通献立に戻します。
- ・ アレルギー児の給食にはラップをし、何を除去（代替）しているかを記入します。
- ・ 代替えについては職員の共通意識をしっかりともち、除去されたものを明確にします。
- ・ アレルギー児専用の個人トレイを使用します。トレイには何のアレルギーかを記入しているカードとともに、すべてのメニューを載せて提供します。
- ・ 厨房は、各クラスの担任に口頭で、アレルギー対応食と普通食の何が違うのかを伝えます（何も違いがない日は全員一緒と伝えます）。
- ・ 万が一、アレルギー児が除去食を誤飲・誤食してしまったときにはすみやかに対応できるよう職員間で情報や対応方法を共有します。誤飲・誤食後は看護師と共に経過観察をし、異常がないか細心の注意を払い確認します。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園では、太田市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の定める規準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈職員配置〉（令和7年度）

職 種	人数	常勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	54	36	18	
看護教諭	3	3	0	
事務員	1	1	0	
用務員	3	1	2	

〈組別配置状況〉（令和7年度）

各組には専任の職員の他、子どもの数や心身の状況に応じ補佐する職員を配置します。

組	保育教諭数	フリー 3人
雪組（0歳）	12	
虹組（1歳）	11	
月組（2歳）	12	
星組（3歳）	5	
宙組（4歳）	4	
太陽組（5歳）	4	

0・1・2歳児は
Nursery class と呼びます。

3・4・5歳児は
Pre school と呼びます

〈職員の勤務体系（基本）〉

職種	始業時間	終業時間	人数
園長	6:45	18:00	1名
副園長	6:45	17:30	1名
主幹保育教諭	8:30	17:30	2名
保育教諭	8:30	17:30	46名
看護教諭	8:30	17:30	3名
事務員	8:30	17:00	1名
用務員	8:30	17:00	3名

ローテーションにより、各保育教諭の勤務日および勤務時間は異なります。
また、業務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

4. 教育【教育・保育】を行う日及び時間帯

(1) 教育・保育等を提供する日

1号認定の園児：各学期月曜日から金曜日まで

2号認定及び3号認定の園児：月曜日から土曜日まで

① 当園の休業日

(ア) 日曜日

(イ) 年末年始（12月29日から1月3日）

(ウ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

② 教育標準認定を受けた児童に対する教育・保育の提供

以下の期間および日においては、教育標準認定（1号認定）を受けた児童に対する教育・保育の提供は原則として行いません。もしもこれら休園日に保育を希望する場合、実費徴収となります。

(ア) 夏期休園 8月1日～8月31日

(イ) 冬期休園 12月29日～1月7日

(ウ) 春期休園 3月29日～4月6日

(エ) 土曜日

(2) 教育・保育等を提供する時間・保育料

① 1号園児の「教育標準時間」：午前9時から午後3時まで

② 1号園児の延長保育

午後3時15分を過ぎて園に残ることを希望する場合は延長保育を受けることができます（午後6時まで）。

③ 2号園児と3号園児の「保育標準時間」：月曜から金曜までの午前7時から午後6時まで

「保育短時間」認定園児：月曜から金曜までの午前8時30分から午後4時30分まで

④ 2号園児と3号園児の延長保育

「保育標準時間」認定の2号園児と3号園児：午後6時15分以降

「保育短時間」認定の2号園児と3号園児：午後4時45分以降。また、「保育短時間」認定の園児が所定の保育時間8時間15分を過ぎる場合は、本園の開所時間内であっても延長保育とする。

⑤ 一時預かり

対象は未就園児の家庭。保育が一時的に困難になった場合（冠婚葬祭や育児のリフレッシュ等）に受け入れます。

⑥ 保育料は別表 - 4の項目とする。

⑦ 休日保育：日曜日・祝日の午前8時から午後5時まで。

利用を希望する場合は太田市への申請が必要です。

5. 保育料 別表-1 参照

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める額をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表 - 1 の項目に掲げる費用をご負担いただきます。お知らせ方法については別途ご案内いたします。

(3) 保育料の徴収

毎月園が定めた期日までに、当月分を保護者よりご指定いただいた口座から引き落としさせていただきます。領収書は園から発行します。

(4) 臨時徴収

発生する場合には事前に通知いたします。

(5) 保育料・実費徴収分が未納の場合

徴収内容に関してサービスを提供出来ない場合があります。ご家庭の事情等で納入が厳しい場合、まずはご相談ください。

6. 利用定員

利用定員	1号認定 (満3歳以上の小学校就学前の子ども)	15人
	2号認定 (満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども)	150人
	3号認定(0.1.2歳) (満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども)	110人
開設年月日	昭和27年 3月3日(世良田保育園)	
	平成27年 4月1日(幼保連携型認定こども園 Little Village 世良田の杜への移行)	

7. 利用の開始及び終了に関する事項等

保育内容などについてご理解いただき、また、園へ御協力いただけることを前提として利用開始とさせていただきます。また、園則第5条・第7条により保育の提供を終了します。

8. 緊急時における対応法及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

お預かりしているお子様に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、特別のお申し出がある方には指定する医療機関にすみやかに連絡を行います。災害等の緊急の際は保護者にメールで連絡しその状況により保護者に引き渡します。お子様のかかりつけの病院、緊急連絡先は別紙に記入いただきます。

(2) 非常災害対策

管轄する警察署	太田警察署 0276-31-0110		
管轄する消防署	西部消防署 0276-52-3119		
非常時の対応	別途定める消防計画書により対応いたします。		
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・煙感知器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての転倒防止対策 有 ・保護者への緊急通報システム 有 ・緊急地震速報地 有 ・園児分の防災頭巾 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・消火器 有 		
防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・県警ホットライン・オートロック・防犯カメラ・さすまた ・防犯スプレー 		
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練（毎月）・消火訓練（年2回以上）を実施		
第1次避難場所	長楽寺	第2次避難場所	世良田小学校

9. 要望・相談の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しております。

当園 ご利用相談窓口	解決責任者 池田 祥子 受付担当者 藤竹 広美・檜原 千晴・松島 阿矢佳 ご利用時間 当園開園日、開所時間内 電話番号 0276-52-1035 F A X 0276-52-2843 担当者が不在の場合は、当園職員までお申出ください。		
第三者委員	茂木 由美子	住所 太田市世良田町989-2	
		電話番号 0276-52-0475	
		地域学識経験者	
同上	阿久澤 幸子	住所 前橋市柏倉町 769	
		電話番号 027-283-6778	
		法人監事	
同上	株式会社アイギス 脇 貴志	住所 東京都中央区八丁堀 2-21-12 京橋白木屋ビル6階	
		電話番号 03-6222-9500	
		危機管理対応サービス委託	

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。受け付けた苦情の内容と改善状況等については園児管理システムで管理し、職員間で共有できるようになっています。

10. 虐待の防止

当園ではお子様の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

虐待防止に関する責任者	(職名)主幹保育教諭 (氏名)藤竹 広美
-------------	-------------------------

11. 保険に関する事項

保険会社名	損保ジャパン株式会社
保険名	保育園児等傷害保険・主催行事参加者傷害保険・保育園賠償責任保険 ・個人情報漏洩対応保険
補償の概要	① 園児・職員の怪我の保障 ② 当園が主催する行事で園児・職員以外の参加者の怪我の保障 ③ 当園管理下における賠償責任を補償 ④ 個人情報漏洩による賠償責任を補償

12. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当法人の個人情報管理規程に基づき、個人情報及び機密保持を遵守致します。

(1) 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について

(ア) 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

(イ) 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

(ウ) また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。

(エ) 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

(ア) 当園は個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。

(イ) 当園は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。

(ウ) 当園は、個人情報の利用目的を出来る限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。

(エ) 当園は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に保護者等の同意を得ることなく外部に提供しません。

(オ) 当園は、個人情報を正確な状態に保つと共に、漏えい、滅失、き損などを防止するため、

適切な措置を講じます。

(力) 当園は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。

(キ) 当園は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。

(ク) 当園は、個人情報を保護する為に適切な管理体制を講じると共に、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。

(ケ) 当園は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当園役職員に個人情報及び機密保持誓約書に記名し周知徹底し、各自に実施します。

13. 障害児の受け入れ体制について

障害をお持ちのお子様の受け入れにつきましては、入園のお申込み前に保護者の方と面談させていただき、保育の方法を決めてからのお受入れとさせていただきます。養育手帳や障害手帳がある場合は必ずご提示下さい。また、医師等の専門家の診断書等によりましても保育の方法を確認させていただきます。なお、事前面談時に伺った内容と、お子様の実際の状態が著しく異なる（障害が重度化している等）場合、当園の保育教諭・保育体制では対応できない場合があります。そのような場合は入園をお断りすることがあります。

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	しのはらクリニック
医 院 長 名	篠原 秀樹
所 在 地	太田市世良田町 468-1
電 話 番 号	0276-52-5501

(2) 歯科

医療機関の名称	山岸歯科医院
医 院 長 名	山岸 理文
所 在 地	太田市世良田町 3101-7
電 話 番 号	0276-40-7070

15. カスタマーハラスメント対策

当法人は、利用者の方々が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント（カスハラ）から職員を保護する対策を設けています。利用者の方の職員に対する言動が社会通念上相当な範囲を超え、職員の就労環境が害されたり、通常の保育に支障をきたされたりすると判断した場合は、カスハラに該当したとみなし、専門機関に対応を依頼します。注意勧告に従っていただけない場合は退園となります。この対策は正当な要求を排除するものではありません。園児や園のためになるご意見は積極的にお寄せください。

別表 - 1 利用料金額一覧

1号利用（月～金曜日）

支給認定	1号
保育料	満3歳から無償
給食費（主食費含）	5,670円
衛生管理費	500円（満3 1号のみ）（排泄が自立しているお子様は300円） オムツを使用する場合は200円（1号）
個人負担費	入園時・進級時：新年度用品・制服（1号のみ）・体操服（1号のみ） 月単位：保護者会費・絵本（1号のみ）
預り保育料	1日 450円

2号利用

支給認定	2号
保育料	全ての子どもが無償
給食費（主食費含）	6,300円
衛生管理費	オムツを使用する場合のみ200円
個人負担費	入園時・進級時：新年度用品・制服・体操服 月単位：保護者会費・絵本
延長保育料	1時間 100円

3号利用

支給認定	3号
保育料	太田市が決定（広域の場合は在住されている市町村が決定） 給食費は保育料に含まれます
衛生管理費	1000円（0.1歳児） 500円（2歳児）
個人負担費	入園時・進級時：新年度用品 月単位：保護者会費・成長のあゆみ（0歳児のみ）
延長保育料	1時間 100円

別表2 一時預かり保育料

対象園児（市内）	金額	対象園児（市外）	金額
未満児（0～2歳児）	2,500円	未満児（0～2歳児）	3,500円
以上児（3～5歳児）	1,800円	以上児（3～5歳児）	2,800円

別表 3

園則第 5 条（定員と入園の手続き）

- 5・(4) 当園で集団生活を受けるにあたり、必要な予防接種を受けていない場合、入園をお断りする場合があります。

園則第 7 条（園児の休園・園児の退園）

保護者は、園児を休園又は退園させようとするときは、その理由を記して園長に届け出るものとする。園長は、園児又はその保護者が次の事項のいずれかに当てはまるときは、契約の解除・退園させることができるものとする。

(1) 保育を必要としなくなったとき

- ・ 小学校に就学する場合
- ・ 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- ・ 保育認定こどもに該当しなくなったとき

(2) 保護者と当園の方針・重要な協力依頼事項等、考えが合わず合意に至らなかったとき

(3) 園児が他の園児に危害を加えるおそれがある、かつ、矯正の見込みがないとき

(4) 保育料を2ヵ月以上滞納し、督促に対して誠意をもって対応しないとき。

※園は退園後も未納分の保育料を請求することができる。

(5) 職員や他のお子様に対してセクハラ、パワハラと考えられるものも含めて、「大声」「威嚇」「恫喝する言動」「個人情報詮索」「プライバシーの侵害」苦情として受けとることのできない「脅迫的言動」等があったとき。注意勧告に従えない場合、退園となります。

(6) 本園の周辺敷地内や駐車場、また所有する土地にて「物品販売やパンフレット等の配布」「建物に掲示する事」「大声を出す」「演説」「保護者や職員に対しての寄付の強要」「職員や他の保護者への宗教等の布教活動」等を無断で行ったとき

これらは固く禁じています。上記に掲げる事項と同様に注意勧告に従えないときは退園となります。

(7) SNS 等、不特定多数の人に拡散する手法により園名や職員個人の名前等を出し、誹謗中傷や個人的な思いを投稿するなどの迷惑行為を行った場合

上記に掲げる事項と同様に注意勧告に従えない時は退園となります。

(8) 上記に掲げる事項と同様に注意勧告に従えないとき・その他保育の継続を不相当と認めるとき

園則第 14 条（カスハラ対策）

当法人は、利用者の方々が理不尽な要求をするカスタマーハラスメント（カスハラ）から職員を保護する対策を設けています。利用者の方の職員に対する言動が社会通念上相当な範囲を超え、職員の就労環境が害されたり、通常の保育に支障をきたされたりすると判断した場合は、カスハラに該当したとみなし、専門機関に対応を依頼します。注意勧告に従っていただけない場合は退園となります。この対策は正当な要求を排除するものではありません。園児や園のためになるご意見は積極的にお寄せください。